

第1次後志広域連合地球温暖化対策実行計画

(計画期間：平成29年度～平成33年度)

平成29年6月

後志広域連合

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1. 目的	1
2. 計画期間	1
3. 対象範囲	1
4. 対象とする温室効果ガス	1
第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標	2
1. 温室効果ガス（二酸化炭素）の排出状況	2
2. 削減目標	2
第3章 取組内容	3
1. 日常業務に関する取組	3
2. 省資源の推進	3
第4章 計画の推進と点検・評価	4
1. 計画の進捗状況の集計・評価	4
2. 実施状況の公表	4
3. 計画の見直し	4

第1章 計画の基本的事項

1. 目的

後志広域連合では、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）に基づき、庁内の省エネ・省資源、廃棄物の減量化などに関わる取組みを推進し、温室効果ガス排出量を削減することを目的に、「後志広域連合地球温暖化対策実行計画」を策定し、取組を推進していきます。

地球温暖化対策推進法第21条（抜粋）

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 地方公共団体実行計画の目標

三 実施しようとする措置の内容

四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

2. 計画期間

平成29年度から平成33年度までの5年間を計画期間とします。本計画の基準年度は平成28年度とします。

なお、本計画については、社会情勢の変化や技術の進歩、計画の進捗状況等により、必要に応じて見直しを行うものとします。

3. 対象範囲

後志広域連合が実施する事務事業全般を本計画の対象とします。

4. 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策推進法の対象とする7つの温室効果ガスのうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）として取組を推進していきます。

第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

1. 温室効果ガス（二酸化炭素）の排出状況（平成28年度）

排出要因	使用量	二酸化炭素排出量	構成比
電気	16,275 kWh	11,116 kg-CO ₂	56.4 %
ガソリン ※公用車（普通自動車）	1,506.17 ℓ	3,497 kg-CO ₂	17.7 %
ガソリン ※公用車（軽自動車）	589.03 ℓ	1,368 kg-CO ₂	7.0 %
灯油	1,497.30 ℓ	3,728 kg-CO ₂	18.9 %
合計	—	19,709 kg-CO ₂	100.0 %

2. 削減目標

後志広域連合は、計画期間中に温室効果ガスのうち二酸化炭素の総排出量を、平成28年度を基準として5%削減することを目標とします。

基準年度排出量（平成28年度）	19,709 kg-CO ₂
削減目標	△5%
目標年度排出量（平成33年度）	18,723 kg-CO ₂

第3章 取組内容

本計画では、職員一人ひとりの環境配慮意識の向上が重要であり、次に示す取組を励行することが重要です。職員一人ひとりによる省エネ活動等を積極的に実践していきます。

1. 日常業務に関する取組

項目	取組内容
給湯	・給湯時間の短縮
照明	・照明を利用していない場所におけるこまめな消灯 (残業時における必要な場所のみの点灯等) ・照明を利用していない時間帯におけるこまめな消灯 (始業前、昼休み時間、退庁時等)
暖房	・ウォームビズの推進による暖房機の設定温度の抑制 ・事務室ドアの開けっ放し防止による暖気の保温 ・暖房を利用していない場所のこまめな消火 ・暖房を利用していない時間帯のこまめな消火
事務機器	・使用しない時間中の電源の遮断 (プリンターの電源の遮断等) ・省エネモードの設定 (パソコンのエコモードの設定、長時間離席時のモニターの電源遮断等)
公用車	・エコドライブの実施 ・カーエアコンの効率的な利用 ・タイヤの空気圧の調整、車両点検等

2. 省資源の推進

項目	取組内容
用紙類	・両面コピー、両面印刷の実施 ・資料の共有化、簡略化 (ページ数を必要最低限とする。) ・ミスコピー、ミス印刷の防止
廃棄物リサイクル	・ごみの分別を徹底 ・封筒、ファイル、片面使用済用紙の裏面の再利用 ・プリンターとコピー機のトナーカートリッジの業者回収
物品購入	・グリーン購入の推進 ・文具等の購入において、詰替え可能な商品の購入

第4章 計画の推進と点検・評価

1. 計画の進捗状況の集計・評価

毎年度、全体の取組状況や温室効果ガス（二酸化炭素）総排出量等を調査し、進捗状況を集計し、評価を行います。

2. 実施状況の公表

毎年度、温室効果ガス（二酸化炭素）総排出量を後志広域連合ホームページで公表します。

3. 計画の見直し

毎年度作成する進捗状況の集計・評価結果をもとに、必要に応じて本計画の見直しを行います。